

8.24
 昭和五年
 給料受領者内訳

職工毎に調印取纏中、起一部分ハ之に如く
 之に後付職工其他大部分ハ個人に之に受領
 之に為すハトシ新期に達スルト多クカク之に
 新期に如く之に對シ會社側ハ昨十日午前
 十時ヨリ今年度五時迄一次表一區分に依り
 之に支拂少クセリ

工場別	總數	各段受領者	個人受領者	未受領者
第一課	101	125	50	51
第二課	111	125	65	46
第三課(工場)	110	125	110	10
第四課	110	125	125	0
第五課	110	125	125	0
第六課	110	125	125	0
第七課	110	125	125	0
第八課	110	125	125	0
第九課	110	125	125	0
第十課	110	125	125	0
計	1111	1250	777	334

持印
 九六中
 加三三

而シテ右個人受領者ハ概シテ取掛ニ屬スル
 又ノイニシテ以テ年議團ニ若クハ受領ノ際途
 中權シテ年議ニ加算スルハテ勤務シ合時ニ
 運動資金ヲ出収セリトノ計測ヲ為セシカ
 警察ノ強目ヲ集レ果サハリシモノ、如シ
 委員受領者ハ今日午後年議團本部ニ
 集合シ順次集介既テ受テ(合時ニ既般ノ
 運動資金)至日終ニ分テ加算ナルタルノミ
 ニ別段、協機本部又與カリシ模範ナリ
 故生工場機械部ニ屬スル職工ハ八名中
 未テ年議團ニ加算セサルモノ約四十名ハ
 昨十日日給料受領後午後二時頃ヨリ中
 河内郡高井村等口元料理屋日の出ニ集合
 三協機ノ結果此際結果ハ行前ニ生スルハ
 不得策ナリトテ年議團ニハ加算セサルヲ
 ト、之に相テ年議團ニ對スル令情ノ意味ニ